

学校給食における食物アレルギー対応について（概要版）

平成26年4月
鳥取市教育委員会

〇はじめに

鳥取市では、「鳥取市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、食物アレルギーがある児童生徒が、少しでも他の児童生徒と安全に給食を食べられる機会を増やすことや、児童生徒及び保護者の負担の軽減を図り、食育としての学校給食の効果を高めるために学校給食での食物アレルギー対応を実施します。

〇食物アレルギー対応する原因食物について

鶏卵を原因とする食物アレルギーに対応します。

ただし、「鶏卵」以外の食材の除去は原則行ないません。
「甲殻類等」他の食物アレルギーがある場合は、当該食材を自ら除去する等の対応が必要となります。



〇食物アレルギー対応の対象となる児童生徒について

医師の診断、指示に基づいて鶏卵の除去が必要で、学校給食でも鶏卵を除いた対応を希望する児童生徒を対象とします。

〇食物アレルギー対応の実施内容について

現在は、保護者の希望によりアレルギー原因食材を明記した献立表の配布と食物アレルギーにより食べられない献立を中止しています。

平成26年度後期から、下記※のとおり食物アレルギー対応を実施します。

対応区分	内 容	対象児童生徒	備 考
	アレルギー原因食材を明記した献立表	希望者に配布	
献立中止	飲用牛乳中止	牛乳が全く飲めない 乳アレルギーの者	申請書の提出 (パン・ご飯・おか ず中止の対応は、 第一・第二・湖東 学校給食センター での対応となりま す。)
	パン中止	パンが全く食べられない 小麦、米アレルギーの者	
	ご飯中止	ご飯が全く食べられない 米アレルギーの者	
	おかず中止	おかずが全く食べられない 食物アレルギーの者	
代替食 ※	鶏卵を含まない主菜・デザート の代替品の提供	鶏卵が全く食べられない 卵アレルギーの者	申請書の提出後、 面談を実施 (医師の証明が 必要)
除去食 ※	鶏卵を除去して調理	鶏卵が全く食べられない 卵アレルギーの者	

※注意事項

- ①代替食・除去食については原因食品が鶏卵のみに対応します。原因食材が複数ある場合の対応はできません。
- ②代替食・除去食については安全性確保のため、アナフィラキシー既往歴のある場合の対応はできません。
- ③代替食・除去食については、面談のうえ決定します。
- ④代替食・除去食については、医療機関での医師の証明が必要となります。

○食物アレルギー対応の流れについて



食物アレルギー対応の実施にあたっては、保護者との連絡を密にすることによって、児童生徒の状況を確認しながら、成長に合わせて適正に対応していくこととし、医師の診断、指示に基づき、食物アレルギー対応を行うこととします。

①食物アレルギー調査の実施（平成 26 年 5 月より）

児童生徒の食物アレルギーの現状把握と、アレルギー対応希望の有無について調査します。

②対応申請の確認

保護者より提出された食物アレルギー対応希望等の申請書を確認します。

③個別面談の実施

食物アレルギー対応を希望する児童生徒の保護者と個別面談を実施し、面談調書を作成します

④食物アレルギー対応委員会での対応の検討

保護者からの提出書類、面談調書等に基づいて、対象児童生徒に対する食物アレルギー対応について、個別に対処方法を検討します。

⑤対応の決定通知

保護者へ対応内容を通知します。

⑥保護者の承諾

保護者より対応内容の決定について承諾書を提出していただきます。

⑦食物アレルギー対応の実施（平成 26 年後期より）

学校給食における食物アレルギー対応を開始します。



お願い

鳥取市では、現状の給食施設で学校給食食物アレルギー対応を実施するため、アレルギー物質の微量混入（コンタミネーション）を発生させないためにも、多くの食材を対象とするアレルギー対応は困難と考えます。そのため、児童生徒に最も多い原因食材である鶏卵の除去食・代替食から取り組むこととしています。学校給食の安全を確保することからも保護者の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

担当課：体育課 学校給食係
連絡先：TEL 0857-20-3372